## 第 13 防災センター®

高層化、大規模化する防火対象物では、設置される消防用設備等のシステム化が進み、 監視、操作等の項目が増加するとともに、用途の複合化、管理形態の複雑化により、火災 等の災害時における防災センターの果たす役割は益々重要となっている。こうした中、防 災センターを有機的に機能させ、消防隊の円滑な活動をサポートすることを目的として、 防災センターの設置、位置及び構造に関する事項を下記のとおり定める。

## 1 設置対象物

次のいずれかに該当する防火対象物(令第8条に規定する床又は壁で区画されている場合は、区画された部分ごとに適用する。)

- (1) 令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかに該当するもの(平成17年総務省令第40号に掲げる特定共同住宅等を除く。)
  - ① 延べ面積 50,000 ㎡以上の防火対象物
  - ② 地階を除く階数が 15 以上で、かつ、延べ面積が 30,000 ㎡以上の防火対象物
- (2) 延べ面積が 1,000 ㎡以上の地下街
- (3) 令別表第1(1)項から(4)項,(5)項イ,(6)項,(9)項イ及び(16)項イに掲げる防火対象物で,次のいずれかに該当するもの(平成17年総務省令第40号に掲げる特定共同住宅等を除く。)
  - ① 地階を除く階数が 11 以上であり、かつ、延べ面積が 10,000 ㎡以上のもの(非常用のエレベーターが設置されるものに限る。)
  - ② 地階を除く階数か5以上であり、かつ、延べ面積が20,000 m以上のもの

## 2 位置及び構造等

- (1) 避難階又はその直上階若しくは直下階で、外部から容易に出入でき、かつ、非常用エレベーター及び特別避難階段等へ容易に近づける位置に設けること。
- (2) 耐火構造の壁及び床で区画し、開口部には建基令第 112 条第 19 項第 2 号に規定する特定防火設備(出入口にあっては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖するものに限る。)を設けること。
- (3) 壁,床及び天井の室内に面する部分の仕上げは,不燃材料とすること。
- (4) 前(2)の区画を貫通する換気,暖房又は冷房の設備の風道を設ける場合には,建 基令第112条第21項に規定する特定防火設備(火災により煙が発生した場合に自動 的に閉鎖するものに限る。)を設けること。
- (5) 防災センターの床面積は概ね 40 ㎡とすること。
- (6) 入口の見やすい箇所に、防災センターである旨の表示をすること。